

家電リサイクル制度の将来の方向性の試案について

森口祐一

1. 前提

本試案は、見直しの議論の中で出された多岐にわたる課題のうち、とくに見えないフローの抑止を重視しつつ、なるべく多くの問題点を改善できるような制度を模索して作成したものである。費用支払いに関し、後払い、前払いのいずれも長所、短所があることは否めず、両者の長所を組み合わせた「併用」ができないかと、というのが基本的な発想である。見えないフローへの流出や不法投棄を防ぎ、見えるルートへ誘導するインセンティブとしてデポジットも検討に値すると考え、費用の設定方法次第でデポジットの意味を持ちうるような試案を検討した。但し、この方法が短期間で実現可能かどうか、という点は十分には検討していない。今回の見直しに直接取り入れることができなくても、中長期的な方向性として検討しておく価値があると考えて作成したものである。

2. 試案の概要

- 1) 前払いと後払い（ないし払い戻し）を併用。
- 2) 製品価格への内部化等により、適正処理費の全部または一部をあらかじめ確保し、廃棄時にその時点の資源価値や実際の解体・処理費用に応じて精算。
- 3) 前払い相当分の費用水準の設定次第で、現行の後払い方式からデポジット・リファンドまで段階的に移行することも可能。
- 4) リユースについても管理票を発行するなど、従来に見えないフローのトレーサビリティを改善。
- 5) 収集運搬費用についても、地域の実情も勘案しつつ前払いが選べる仕組みを検討。

3. 試案の考え方の要点

- 1) 適正処理に要する費用を确实・公平に徴収し、リサイクルで得られた資源の売却益を精算することで、消費者が「見えるルート」に持ちこむインセンティブを高める。
- 2) リユースも含めて対象品目の廃家電の流通全般を管理対象とし、确实な適正処理と資源のより有効な利用が行われるルートに持ち込んだ場合に、消費者のメリットが大きくなる仕組みとする。
- 3) DfE・DfRの程度に応じた費用徴収が可能となり、DfE・DfRの促進が期待できる。
- 4) 収集運搬費用についても、適正なルートへの排出を促すような複数の案を検討。例えば、廃棄時に適正ルートに持ち込むことで資源売却益がリファンド（還付）されれば、消費者は収集運搬費用に充当することが可能。
- 5) 国内でリユースされる場合は、前払い相当の適正処理費用は製品とともに引き継がれるものと考え、還付しない。国外リユースについても、廃棄時に適正処理が行われることが担保される場合のみを認めるなど、リユースが本来の趣旨に逆行しないように管理。
- 6) 制度の急変を避けるには、初期は前払いを一部にとどめて後払いの料金負担を下げ、次第に前払いの比率を高めていけば、段階的に完全前払い・一部払い戻しにまで継ぎ目なしに移行可能と考えられる。